◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２７１号（H26. 10. 24）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝１０件（１０月１７日～１０月２３日分）
（１）乗合バスと軽自動車が衝突した事故
（２）乗合バスとオートバイの衝突事故
（３）貸切バスが自家用トラックと正面衝突した事故
（４）タクシーが路上横臥者を礫過した事故①
（５）タクシーと乗用車が衝突した事故
（６）個人タクシーの車両火災事故
（７）タクシーが路上横臥者を礫過した事故②
（８）トラック運転者による酒気帯び運転事故①
（９）トラック運転者による酒気帯び衝突事故②
（１０）トラック２台とタンク車、貸切バスが絡んだ多重追突事故
２．「アルコール関連問題啓発週間」について
３．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
４．ホイ-ル･ベアリング゛の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
５．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
６．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
７．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
８．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
９．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１０．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１１．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１．重大事故等情報＝１０件】（１０月１７日～１０月２３日分）

（１）乗合バスと軽自動車が衝突した事故

１０月１９日（日）午前８時２０分頃、北海道の国道の交差点において、道内に営業所を置く乗合バスと軽乗用車が衝突した。

この事故により軽乗用車の運転者が死亡、バスの乗客1名が軽傷を負った。
事故は、乗合バスが当該交差点（青信号）を右折中に、軽自動車が左側から赤信号を無視して交差点に進入してバスの左後方に追突したもの。
事故当時、バスは、乗客・乗員を含め６名乗車していた。

（２）乗合バスとオートバイの衝突事故
１０月２３日（木）午後６時２０分頃、神奈川県に営業所を置く乗合バスが、同県内の交差点を青信号で右折する際、対向車線の直進オートバイと乗合バス右前面が衝突し、オートバイ運転者が転倒した。
この事故により、オートバイの運転者は死亡した。

（３）貸切バスが自家用トラックと正面衝突した事故
１０月２３日（木）午前９時４０分頃、北海道の国道において、貸切バスと自家用トラックが正面衝突した。
この事故により貸切バスとトラックの運転者２名が死亡、バスに乗車していた２６名が軽傷を負った。
現場は片側１車線（バス進行側に登坂車線有り）で、貸切バスから見て緩やかな右カーブの上り坂となっている。
事故は、自家用トラックが対向車線にはみ出し、貸切バスと正面衝突したとして警察が当時の状況を調べている。

（４）タクシーが路上横臥者を礫過した事故①
１０月１９日（日）午前１時４０分頃、広島県の県道で、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せ運行中、路上にいた男性をはねた。また、後続の普通乗用車も男性をはねた模様。
この事故により、被害者の男性が約1時間後に死亡した。
なお、当該タクシーの運転者と乗客にけがはなかった。
現場は、横断歩道のない片側2車線の見通しの良い直線の道路で、当時、タクシーは制限速度の５０㎞/h程度で運行していたが、被害者の男性には気がつかなかった模様。

（５）タクシーと乗用車が衝突した事故
１０月２０日（月）午後１２時２０分頃、長野県の国道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客３名を乗せ運行中、直進していたタクシーと右折しようとした乗用車が衝突した。
この事故により、タクシーに乗車していた幼児が脳出血により入院、他の乗客２名が軽傷、タクシーの運転者が頸椎脱臼骨折をした。なお、相手の乗用車の運転者の怪我の有無は不明。

（６）個人タクシーの車両火災事故

１０月２１日（火）午後３時３０分頃、神奈川県の高速道路において、同県に営業所を置く個人タクシーが片側３車線の中央車線を空車で運行中、前方左側車線を走行していた自家用トラックの荷台から落下したベニヤ板とベッドマットを避けきれず、ベッドマットを車両の下に巻き込んだまま車両を路肩に停車させた。巻き込んだベッドマットとタクシーの排気管が接触し、排気管の熱でベッドマットが発火したことにより当該車両が全焼した。
この事故により、個人タクシー運転者が軽傷を負った。

（７）タクシーが路上横臥者を礫過した事故②
１０月２２日（水）午後１１時９分頃、東京都内の都道において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、路上に横たわっている男性をはねた。

（８）トラック運転者による酒気帯び運転事故①
１０月１９日（日）午後４時頃、岐阜県国道交差点付近において、大阪府に営業所を置くトラックが赤信号で停車中の軽自動車に追突した。
この事故により軽自動車の乗員２名が軽傷を負った。
現場検証時にトラックの運転者は酒気帯びであることが確認された。
当該トラックの運転者は点呼を受けずに出発しており、どの時点で飲酒をしたのかは不明。

（９）トラック運転者による酒気帯び運転事故②
１０月２２日（水）午後１２時ごろ、東京都において、都内に営業所を置くトラックが運行中、前方の車両に追突し、さらにその車両が前車に追突する３台が関係する玉突き事故が発生した。
このとき当該トラック運転者は酒気を帯びており、酒気帯び運転で警察に逮捕された模様。
なお、この事故による負傷者はない。

（１０）トラック２台とタンク車、貸切バスが絡んだ多重追突事故
１０月２２日（水）午後６時頃、静岡県の高速道路のトンネル内において、三重県に営業所を置くトラックが、渋滞で速度を落としていた大型トラックに追突し、はずみで、既に停止していた前方のタンクローリーに追突し、タンクローリーが貸切バスに追突する多重事故が発生した。
この事故で、最初に追突した大型トラックの運転者が重傷、貸切バスの９名と追突された大型トラック及びタンクローリーの運転者それぞれ１名の合わせて１１名が軽傷を負った。

◇◇◇

日から１６日を「アルコール関連問題啓発週間」と定め関係省庁と協力の下、啓発事業の実施及び様々な広告媒体を通じた広報の推進を呼びかけることとしております。

　詳細は以下の内閣府ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www8.cao.go.jp/alcohol/keihatsu/week/h26/torikumi.html

◇◇◇

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html

◇◇◇

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成２５年４月公表）を踏まえ、自動車運送事業の監査方針及び自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を定めた通達が改正されました。
これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の実施を図ってまいります。
また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。
新監査方針は平成２５年１０月１日から施行、新処分基準は平成２５年１１月１日から施行。
詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

◇◇◇

導及び監督の実施マニュアル

・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル

・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル

・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル

・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書

・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行　国土交通省自動車局安全政策課

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆